

質問書に対する回答

件名)京葉道路 京葉市川IC～武石IC間交通量計測設備更新工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1	金抜設計書	金抜設計書内の交通規制について回数の表示が御座いますが、受注者責任ではない規制回数の増加(気象、交通規制、速度規制等による要因)については、変更契約対象となりますでしょうか。もしくは、規制回数は実績精算可能でしょうか。	受注者の責によらず規制回数が増加した場合の費用については、監督員との協議により精算を行います。
2	金抜設計書	現地調査や検査時の規制回数も金抜設計書の数量に含まれておりますでしょうか。また含まれていない場合は変更契約の対象となりますでしょうか。	現場調査の規制回数については、設計書の数量に含まれておりません。検査時の規制については、電気通信工事共通仕様書1.27.3に記載のとおりです。
3		入札公告内にて工期は契約締結の翌日から750日間とありますが、電子部品長納期化に伴い機器製作に大きな影響を与えており、納期について情勢により大幅な変更が発生する場合がございます。上記の通り納期に大幅な変更があった場合、工期の延伸を行う事は可能でしょうか。また、延伸に伴う経費の増加については変更契約の対象となりますでしょうか。	契約書第21条に記載のとおりです。
4	設計図(全体)	今回の新設交通量計測設備について、既設の超音波式等設備と併設で同時運用期間があるのででしょうか。また、ループコイル式の既設基礎・ループコイル再使用箇所(京葉道下り11.563KP、上り11.602KP(基礎のみ)、下り15.701KP、上り17.877、東関道上り17.030KP、下り25.448KP、上り25.451KP、上下40.660KP)は検知器撤去と同時に新設し、電源・通信を切り替えることになるのでしょうか。	同時運用期間はありません。設計図書に基づいて施工方法を計画してください。
5	設計図(図番7)	京葉道上り11.602KPの追い越し、走行車線のループコイル設置について通行止め等は可能でしょうか。通行止めができない場合は規制を1回目追い越し規制、2回目走行車線規制の2回実施し、分割設置し、途中接続する2日工程をいただくことになるかと思いますが、途中接続は可能でしょうか。また、花輪IC-Bランプはレーン閉鎖せずに路肩・走行車線の規制はかけられるでしょうか。	通行止め及びレーン(ランプ)閉鎖は考えておりません。また途中接続は可能です。
6	設計図(図番28)	5と同様に東関道上り25.451KPの追い越し、第二走行のループコイル設置について通行止め等は可能でしょうか。通行止めができない場合は規制を1回目追い越し規制、2回目第一・第二走行2車線規制の2回実施した上で、分割設置し、途中接続する2日工程をいただくことになるかと思いますが、途中接続は可能でしょうか。	通行止め及びレーン(ランプ)閉鎖は考えておりません。また途中接続は可能です。
7	特記仕様書(P12 1-12-3)	地下埋設物の損傷事故防止対策における試掘の箇所を具体的に示していただくことはできませんでしょうか。撤去で掘削する場合や基礎撤去時に既設埋設物がある場合は対象になるのか、図面で判断出来かねます。	特記仕様書1-12-1に記載のとおりです。
8	設計図(図番11,14,27,28,30,31,32,33)金抜設計書(0613,0913,)	IP-DLT等～L2SW間のUTP、VDF等～各IPモデム間のSWVPIについて、ピットもしくはラック敷設になっておりますが防護不要でしょうか、それとも難燃性LAPシース付きケーブルで敷設するのでしょうか。	特記仕様書4-6及び設計図に記載のとおりです。
9	特記仕様書(P19 1-20-1,2)	引き渡しを要する残存物件について、車両検知器とヘッドのみとの認識で良いですか。検知器～ヘッドの間のケーブルについては引き渡しを要しない残存物件として廃棄処分との認識で間違いありませんでしょうか。	特記仕様書1-20に記載のとおりです。
10	設計図(図番3)特記仕様書(P30)	設計図では船橋TB、花輪ICのL2SWについて「別途改造工事」との記載あり、特記仕様書では既設改造となっておりますが、金抜設計書にも項目が見当たらないため、当工事の対象外との認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
11	特記仕様書(P53 6-1)	交通量計測設備標準仕様書【R3.7】のとおり予備品で指定されている機器以外に付属ケーブル類は不要との認識でよいでしょうか。	特記仕様書6-1に記載のとおりです。
12	金抜設計書等(基礎・発生土)	基礎新設時の発生土について、仮置き出来る場所はありますでしょうか。仮置き・敷き均しできない場合の処分費用は各項目に含むとの認識でしょうか。また、基礎撤去時の埋め戻し土についても土砂購入・運搬・充填費用を基礎撤去の項目に見込んでおく必要がありますでしょうか。	弊社敷地内において仮置きできる場所はありません。処分が必要な場合については監督員との協議によるものとします。基礎撤去時については、作業に必要な費用について関連項目に計上してください。

13	特記仕様書(P47 4-2)	材料検査・立会検査は遠隔(Webカメラ等利用)対応可能でしょうか。またその費用負担の扱いを教えてください。	対応可能ですが、検査項目・費用については契約後、監督員との協議によります。
14	特記仕様書(P48 4-5、P50 4-12)	樹木箇所掘削作業時に伴う伐採は発生するでしょうか。また、伐採、伐根費用の扱いを教えてください(掘削に含むのでしょうか)	積算基準に記載のとおりです。
15	特記仕様書(P48 4-6)金抜設計書	管路導通は、確認済でしょうか。未確認の場合は、導通試験が発生すると思いますが、追加工事扱いとなりますか。	新設管路は実施して下さい。既設管路は管路清掃を実施して下さい。どちらも追加工事扱いではありません。
16	特記仕様書(P48 4-6)金抜設計書	設計数量表のケーブル長に、ハンドホール、接続等 の余長を含んでいるでしょうか。また、回線設計・調査にかかる規制については設計変更対象になりますでしょうか。	余長は含んでおります。設計図面に記載されているケーブルの調査については設計変更の対象にはなりません。
17	特記仕様書(P50 4-12)	地耐力についてN値等をご提示いただけるのでしょうか。また、ご提示いただけない場合の基礎計算の伴う地耐力測定(サウンディング・ホーリング)を実施する際は、数量変更対象でしょうか。	土木工事共通仕様書2-8-5に記載のとおりです。
18	設計図(図番4~10,15,18~21,23~26,29)金抜設計書	電源ケーブルにVVRを指定されていますが材料変更(例えばCVケーブルへの変更)は可能でしょうか。	設計図のとおりとなります。
19	設計図(図番59~65)金抜設計書	撤去対象の直埋SC-VVRケーブルの埋設深さはどの程度でしょうか。また、不明な場合は土冠30cm程度で積算すればよいですか?また、深度変更の場合は設計変更対象となりますでしょうか。また、防草シートは敷設されておりますでしょうか。あった場合の補修費用は撤去項目の積算に含むのでしょうか。	機械電気通信設備標準設計図の配管埋設に準拠して下さい。受注後、現場と公告図書に乖離がある場合、監督員との協議となります。
20	設計図(図番35~47)金抜設計書	図面内注記に「すべて参考とする」とありますが、基礎は杭基礎に変更可能でしょうか。また、既存の基礎を再使用する場合、事前調査にてアンカーボルト等再使用不可の場合は基礎新設となるのでしょうか。	契約後監督員との協議になります。